

# 総務常任委員会会議録

令和7年3月31日

寒 川 町 議 会



出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長

山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員  
岸本議長

説明者 三橋総務部長、大平税務収納課長、池田専任主幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第35号 寒川町町税条例の一部改正について

午後4時55分 開会

【佐藤委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩をいたします。

---

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第35号 寒川町町税条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 それでは、付託議案1、議案第35号 寒川町町税条例の一部改正についての審査をお願いいたします。先ほど本会議場でも述べましたが、主な改正点につきまして、本日、参議院の可決を得たところでございます。説明については、大平税務収納課長から行います。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 大平税務収納課長。

【大平税務収納課長】 それでは、議案第35号 寒川町町税条例の一部改正について、タブレットの7分の4ページ、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、道路交通法及び令和7年度の税制改正に伴い、地方税法の一部改正が行われたことを受けて、寒川町町税条例について所要の措置を講じるために提案するものです。

まず、第15条第3項についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、第2条第8項が新たに追加されたことに伴い項ずれが生じたため、条文中の第2条第15項を第2条第16項に変更いたします。

次に、第29条種別割の税率についてですが、現行の50cc原付バイクが、令和7年11月から適用される

排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産、販売が難しい状況となっています。このため、総排気量が125cc以下で最高出力が4.0キロワット、50cc相当以下に制御されたバイク、新基準原付バイクと申しますが、の販売が予定されており、これを受けて地方税法が一部改正され、新たな種別割の税率が追加されることとなりました。その新たな種別割の税率は、ウに記載された2輪のもので総排気量が0.125リットル以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの、年額2,000円でございます。

【佐藤委員長】 説明の途中でございますけれども、暫時時間を延長いたします。

続けてください。

【大平税務収納課長】 このウの条文の追加により、第29条第1号 原動機付自転車のア中、「エに」を「ウ及びオに」に改めるとともに、同号イ中、「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中、「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に、先ほどのウを追加することとなります。

次に、第33条種別割の減免につきましては、道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、全国でマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い改正するので、第2項第5号中「番号」の次に、「（第29条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加え、同条第3項中、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「及び当該者が使用する軽自動車等」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」に改め、同項第5号中、「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に、次の1項を加えます。「前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。」でございます。

最後に、附則の施行期日についてですが、この条例は令和7年4月1日から施行します。また、軽自動車税に係る経過措置として、この条例による「改正後の寒川町町税条例第29条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による」と規定されます。

以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤委員長】 質疑なしと認めます。

お疲れさまでございました。暫時休憩をいたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩については、いかがいたしましょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、続けさせていただきたいと思います。

これより討論に入ります。議案第35号 寒川町町税条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたしたいと思います。お疲れさまでございました。

午後5時05分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 6月 3日

委員長 佐藤 一夫